



鳥取県公報

令和2年4月24日（金）
号外第44号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（7）（給与課）・・・・・・・・・・ 2

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第7号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 略</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、理事監、参事監、<u>（人事委員会が承認したものを除く。）</u>、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員</p> <p style="margin-left: 20px;">(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p> | <p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 略</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員</p> <p style="margin-left: 20px;">(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、令和2年4月27日から施行する。